

豊後大野市入札金額内訳書取扱要領

契検第0630002号

平成27年 6月30日

第1 趣旨

この要領は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条及び第13条の趣旨を踏まえ、豊後大野市が発注する建設工事（以下「市発注工事」という。）の入札について、入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）の適正な積算を促進するため、入札金額内訳書（以下「内訳書」という。）の提出及び審査等について、必要な事項を定めるものとする。

第2 対象工事

豊後大野市が発注する工事に係る一般競争入札（要件設定型一般競争入札を含む。）及び指名競争入札の入札参加者は、入札書の提出と同時に内訳書を提出しなければならない。なお、1度目の入札が成立したが不落札となった場合に、1度目の入札に引き続いて入札を行う場合にあっては、内訳書の提出は不要とする。

第3 提出方法

内訳書の提出方法については、豊後大野市電子入札運用基準（平成19年9月1日施行）の規定による。

第4 内訳書の記載内容

- 1 閲覧設計図書に示す「見積参考資料」に記載された費目、工種、施工名称、数量及び単位並びに各項目に対応する入札額の根拠とした単価及び金額とする。ただし、指名通知した工事については、閲覧設計図書に示す内訳書の様式に記載された項目等及び入札金額の内訳を明記するものとする。
- 2 入札公告又は指名通知（以下「入札公告等」という。）の際に内訳書の様式を発注者が提供した場合については、原則としてその様式を使用するものとする。なお、上記1に掲げる記載内容を満たしていれば、任意の様式でも差し支えない。
- 3 総合評価落札方式（特別簡易型を除く。）の場合には、技術提案等で提案された内容を反映させて作成するものとする。ただし、技術提案により新たな費目、工種、施工名称を追加する場合は、内訳明細書を添付の上、別項目として計上しなければならない。なお、直接工事費、共通仮設費等の経費区分に分類して計上するものとする。

第5 入札参加者への周知

発注者は、内訳書の提出について、入札公告等に記載することにより周知するものとする。

第6 内訳書の審査方法

- 1 審査は、開札後、落札候補者が提出した内訳書により行う。
- 2 内訳書の審査に当たり、追加資料の提出は求めない。ただし、発注者が必要と認めた場合には、落札候補者に説明を求めることができる。

第7 審査基準

落札候補者の内訳書が次に該当する場合は、豊後大野市契約規則（平成 17 年豊後大野市規則第 55 号）第 28 条第 10 号に該当するものとして当該落札候補者の入札を無効とする。

- (1)内訳書の全部又は一部が未提出の場合（入札公告等で指定したファイル形式（PDF 形式）以外の形式で提出された場合は未提出とみなす。ただし、事前に発注者の承認を得て、豊後大野市電子入札運用基準 4.4-2 で定める「媒体提出届」を添付して紙で提出された場合又は紙入札書（紙入札での参加について発注者の承認を受けたものに限る。）に添付して紙で提出された場合は除く。）
- (2)入札書に記載された入札金額と内訳書の工事価格（計）欄に記載された金額が一致しない場合
- (3)直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の各費目の合計欄に記載された金額の合計と内訳書の工事価格（計）欄に記載された金額が一致しない場合
- (4)値引き、減額等の項目が計上されている場合（スクラップ控除等マイナス計上すべきものを除く。）
- (5)次に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ定める場合
 - ア 土木関係工事 工事工種体系における工種・種別（各階層区分のうちレベル 3 相当）以上の項目の記載が、一式で全て脱落している場合
 - イ 建築関係工事 種目別内訳書又は科目別内訳書のいずれかの項目の記載が脱落している場合
- (6)その他重大な不備がある場合

第8 提出された内訳書の取扱い

- 1 入札書提出期限後における内訳書の差替、追加は認めないものとする。
- 2 提出された内訳書は返却せず、他の入札関係書類と併せて保管する。
- 3 発注者は、必要に応じて、提出された内訳書を公正取引委員会等へ提出することがある。

第9 その他

- 1 市発注工事の受注者となった者に対しては、工事完成後に、入札時に提出した内訳書と精算額が対照できる工事費内訳書の提出を求めることがある。なお、提出を求める工事は、発注者が入札公告等において定めたものとする。
- 2 入札談合に関する情報があった場合の内訳書の取扱いについては、「豊後大野市談合情報対応マニュアル」によるものとし、第 6 の規定にかかわらず、追加資料の提出を求める場合がある。

3 低入札価格調査を実施する場合は、別途、豊後大野市低入札価格調査マニュアル(平成20年4月1日施行)に基づき入札価格理由書及び工事費内訳書の提出を求める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日以降に公告し、又は通知する入札について適用する。

2 前項にかかわらず、平成28年3月31日までの間における設計金額1億円未満の指名競争入札にあっては、第7条の規定は、適用しない。